

# I 事業者指定の概要

## 1 介護保険制度の基本理念

### 介護保険の基本理念

#### ■介護保険法の目的

要介護状態になり、介護や医療が必要となった方が、尊厳を保持し、その**有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要なサービスを給付するため介護保険制度を設け、必要な事項を定めることで、**国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的**とする。(介護保険法第1条)

#### ■要介護状態の軽減、悪化の防止

介護保険給付は、**要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう**に行われる。(介護保険法第2条第2項)

#### ■利用者による選択

被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、**総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない**。(介護保険法第2条第3項)

#### ■高齢者の自立支援

保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、**可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**に配慮されなければならない。(介護保険法第2条第4項)

#### ■要介護者の人格の尊重

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。(介護保険法第74条第6項)

### 介護保険の目的

介護保険の利用(自立支援)



要介護状態の軽減・悪化の防止  
(要支援・生活機能の維持・向上)



生活の自由度が広がる



可能な限り居宅において日常生活を送ることができる

介護保険事業者には、

○自立支援を念頭においた居宅サービス計画(ケアプラン)の作成・・・居宅介護支援事業所

○自立支援を念頭においた、個別援助計画(訪問介護計画)の作成

○自立支援を念頭においた、サービスの実施

が求められています。

## 2 介護保険の給付対象となるサービス種類（地域密着型サービス除く）

### ○居宅サービス（要介護1～要介護5の方が利用できるサービス）

サービスの種類 (介護保険法条文)	サービスの概要
①訪問介護 (第8条第2項)	訪問介護員が要介護者の居宅において入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うもの
②訪問入浴介護 (第8条第3項)	要介護者の居宅を訪問し、浴槽を搭載した入浴車等により浴槽を提供して入浴の介護を行うもの
③訪問看護 (第8条第4項)	主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が要介護者の居宅において療養上の世話又は診療の補助を行うもの
④訪問リハビリテーション (第8条第5項)	主治医の判断に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護者の居宅で心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションを行うもの
⑤居宅療養管理指導 (第8条第6項)	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士又は看護職員が行う療養上の管理と指導
⑥通所介護 (第8条第7項)	要介護者が特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に通り(送迎を受け)、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等の相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの
⑦通所リハビリテーション (第8条第8項)	主治医の判断に基づき、要介護者が介護老人保健施設・介護医療院・医療機関に通り(送迎を受け)、施設等で心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションを受けるもの
⑧短期入所生活介護 (第8条第9項)	要介護者が特別養護老人ホーム・老人短期入所施設等に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練を受けるもの
⑨短期入所療養介護 (第8条第10項)	治療の必要がある要介護者が介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の医療と日常生活上の世話を受けるもの
⑩特定施設入居者生活介護 (第8条第11項)	有料老人ホーム・ケアハウス等に入所している要介護者に対し、一定の計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの
⑪福祉用具貸与 (第8条第12項)	要介護者の日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、要介護者の日常生活の自立を助けるもの(厚生労働大臣が定めるもの)を貸与するもの
⑫特定福祉用具販売 (第8条第13項)	要介護者の日常生活上の便宜を図る用具のうち、入浴又は排せつの用に供するものその他厚生労働大臣が定めるものを販売するもの

○介護予防サービス（要支援 1， 2の方が利用できるサービス）

サービスの種類 (介護保険法条文)	サービスの概要
指 ①介護予防訪問入浴 介護 (第8条の2第3項)	要支援者の居宅を訪問し、浴槽を搭載した入浴車等により浴槽を提供して入浴の介護を行うもの
定 ③介護予防訪問看護 (第8条の2第4項)	主治医の判断に基づき、介護予防訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が要支援者の居宅において療養上の世話又は診療の補助を行うもの
介 ④介護予防訪問リハ ビリテーション (第8条の2第5項)	主治医の判断に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士が要支援者の居宅で心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションを行うもの
護 ⑤介護予防居宅療養 管理指導 (第8条の2第6項)	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士又は看護職員が行う療養上の管理と指導
予 防 ⑦介護予防通所リハ ビリテーション (第8条の2第8項)	主治医の判断に基づき、要支援者が介護老人保健施設・介護医療院・医療機関に通い(送迎を受け)、施設等で心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションを受けるもの
サ ー ビ ⑧介護予防短期入所 生活介護 (第8条の2第9項)	要支援者が特別養護老人ホーム・老人短期入所施設等に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を受けるもの
ス ⑨介護予防短期入所 療養介護 (第8条の2第10項)	治療の必要がある要支援者が介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の医療と日常生活上の支援を受けるもの
事 ⑩介護予防特定施設 入居者生活介護 (第8条の2第11項)	有料老人ホーム・ケアハウス等に入所している要支援者に対し、一定の計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの
業 ⑪介護予防福祉用具 貸与 (第8条の2第12項)	要支援者の日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、要支援者の日常生活の自立を助けるもの(厚生労働大臣が定めるもの)を貸与するもの
者 ⑫特定介護予防福祉 用具販売 (第8条の2第13項)	要支援者の日常生活上の便宜を図る用具のうち、入浴又は排せつの用に供するものその他厚生労働大臣が定めるものを販売するもの

## ○施設サービス（要介護1～要介護5の方が利用できるサービス）

サービスの種類 (介護保険法条文)	サービスの概要
介 護 保 険 施 設 ⑭介護老人福祉施設 (第8条第24項)	介護老人福祉施設である特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うもの
⑮介護老人保健施設 (第8条第28項)	介護老人保健施設に入所する主としてその心身の機能の維持を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うもの
⑯介護療養型医療施設 (旧法第8条第26項)	介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うもの
⑰介護医療院 (第8条第29項)	介護医療院に入所する主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うもの
居宅介護住宅改修費 (第45条) ※事業者指定は不要	手すりの取付け等一定種類（厚生労働大臣が定めるもの）の小規模な住宅改修費用の支給

### 3 事業所の指定、施設の指定、施設の許可を受けるための要件

介護保険法上のサービスを提供しようとする者は、次のような一定要件を満たした上で、サービスの種類ごと、事業所ごとに知事の指定（介護老人保健施設については開設許可）を受ける必要があります（6年ごとの更新においても同様）。

- (1) 申請者が法人格を有していること。  
（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護・介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護については不要（法第71条）
- (2) 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生省令で定める基準及び員数を満たしていること。（平成11年厚生省令第37号、第38号、第39号、第40号及び第41号、平成18年厚生労働省令第35号）  
**※平成25年4月1日からは、大分県の条例で定める基準に従い、条例で定める員数を配置すること**
- (3) 事業の設備及び運営に関する基準に従った事業を運営すること。  
**※平成25年4月1日からは、大分県の条例で定める基準に従い、条例で定める設備、及び運営に関する基準を遵守すること**

### 4 「みなし指定」について

### (1)みなし指定

介護保険制度では、事業者からの申請により知事が事業者を指定することとなりますが、次に掲げるサービス等については「みなし指定」が適用され、対象となるサービスについては、知事に指定の申請をする必要はありません（法第71条）。なお、更新申請は不要です。

「みなし指定」が適用されるサービス提供主体	対象となるサービス
健康保険法に基づき保険医療機関の指定等を受けた病院・診療所	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
健康保険法に基づき保険薬局の指定等を受けた薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
指定介護療養型医療施設	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
介護医療院	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護

### (2)「みなし指定」を不要とする申出

(1)の病院・診療所等が「みなし指定」の対象となるサービスを実際に提供しない場合は、**指定を不要とする旨の申出書(第6号様式)**を届け出る必要があります。

## 5 申請書の審査手順

### (1) 事業所として使用する建築の図面に係る事前協議

設備基準が定められている事業所や、他の事業所等と併設する事業所については、申請前に図面協議を行います。図面協議では、図面上に設備基準で定められた設備の有無、広さ等を確認します（**事前にアポイントが必要です**）。

### (2) 申請書等の審査

申請書類は、指定予定日の一ヶ月前までに、事業実施者に持参いただきます（事前にアポイントが必要）。

申請書を受け付けてから、厚生省令（H25.4.1～大分県が定める条例）で定められた人員基準、設備基準及び運営基準を満たしているか審査を行います。

申請書に記入漏れや記入誤りがあると正確な審査ができませんので、正しく記入されているか申請前に十分確認してください。

事業者から提出された申請書に未記入や添付書類の不備等があったときは、電話等によって申請者に連絡しますので、指示に従ってください。

### (3) 指定通知、公示等

県は事業者及び施設からの申請に基づき審査し、基準を満たしている場合は指定を行い、その旨の指令書を発行します。

この指令書には、事業所又は施設ごとに知事が付番する**指定（許可）事業所番号**を記入しています。この番号は、介護報酬を請求する際に必要となる重要な番号です。指令書の再発行はしませんので、取扱いにご注意願います。

また、知事が指定（許可）をしたときは、指定した事業所等の名称、住所、サービスの種類等の事項を「大分県報」に登載して公示します。

なお、申請した内容が厚生省令に定める基準を満たさない場合は、指定（許可）ができない旨の通知をします。

### (4) 指定（許可）を受けた旨の掲示

知事の指定（許可）を受けた事業所又は施設は、指定（許可）を受けていることを、被保険者（利用者）にわかりやすく掲示するようお願いします。

## 6 事業者指定に関連する届出等

### (1) 介護保険法に基づく届出等

#### ① 変更届出

指定申請の際に申請書や添付書類に記載された内容等に変更があったときは、10日以内に知事あてに**変更届出書（第7号様式）**に必要な書類を添えて届け出てください。どのような場合に変更届出が必要かは、概ね次のとおりですが、サービスの種類によって異なりますので、本冊子でサービス別に記載された届出書類をご確認ください。

変更届出等の対象	根拠規定(介護保険法)
ア 指定に係る事業所の名称、所在地の変更 (指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者)	法第75条 法第82条 法第115条の5
イ 開設者の住所 (介護保険施設)	法第89条、法第99条 法第111条
ウ 厚生省令で定める事項(管理者、運営規程等)の変更	施行規則第131条等

#### ② 廃止・休止届出

指定（許可）を受けた事業所又は施設を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに知事に**廃止・休止・再開届出書（第8号様式）**を届け出てください。

廃止の届出があったときは、知事はその旨を「大分県報」に登載して公示します。

#### ③ 再開届出

指定（許可）を受けた事業所又は施設を再開したときは、10日以内に知事に**廃止・休止・再開届出書（第8号様式）**を届け出てください。

④ 指定辞退届出

指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又はがその指定を辞退するとき（指定に係る事業を取り止めるとき）は、指定を辞退する日の1ヶ月前までに、指定辞退届出書（第9号様式）を届け出てください。

⑤ 介護老人保健施設開設許可事項変更申請

介護老人保健施設の開設許可事項のうち下記事項を変更する場合には、**介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第10号様式）**により申請してください。

【変更申請対象事項】

- ア 敷地面積
- イ 建物構造
- ウ 施設の共用の場合の利用計画
- エ 運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）。
- オ 協力病院の変更

⑥ 介護老人保健施設管理者承認申請

介護老人保健施設が管理者の承認を受ける場合は、**介護老人保健施設管理者承認申請書（第11号様式）**により申請してください。

⑦ 介護老人保健施設広告事項許可申請

介護老人保健施設が介護保険法第98条第1項第1号から第3号に規定する以外の事項について広告を行う場合は、知事の許可が必要となりますので、**介護老人保健施設広告事項許可申請書（第12号様式）**により申請してください。

⑧ 指定介護療養型医療施設指定変更申請

指定介護療養型医療施設の指定病床を変更（増床）する場合は、**指定介護療養型医療施設指定変更申請書（第13号様式）**により申請してください。  
なお、指定した病床数を減じる場合は、①の変更届出によることとなります。

⑨ 介護医療院開設許可事項変更申請

介護医療院の開設許可事項のうち下記事項を変更する場合には、**介護医療院開設許可事項変更申請書（第12号様式の2）**により申請してください。

【変更申請対象事項】

- ア 敷地面積
- イ 建物構造
- ウ 施設の共用の場合の利用計画
- エ 運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）。
- オ 協力病院の変更

⑩ 介護医療院管理者承認申請書

介護医療院が管理者の承認を受ける場合は、**介護医療院管理者承認申請書（第12号様式の3）**により申請してください。

⑪ 介護医療院広告事項許可申請書

介護医療院が介護保険法第112条第1項第1号から第4号に規定する以外の事項について広告を行う場合は、知事の許可が必要となりますので、**介護医療院広告事項許可申請書（第12号様式の4）**により申請してください。

(2) 老人福祉法・社会福祉法に基づく届出

提供するサービスの種類によっては、事業者等指定の申請とは別に、老人福祉法等に基づく届出が必要となる場合があります。

例： 訪問介護を行う場合、指定居宅サービス事業者の指定申請とは別に、老人福祉法第

5条の2第1項に規定する老人居宅介護等事業として同法第14条の規定に基づく届出が必要となる。(社会福祉法第69条第1項の規定に基づく第2種社会福祉事業に係る届出は、同法第74条の規定により、他の法律で許可・認可又は届出を要するものとされている事業等については適用除外となるため不要となる。)

### (3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

介護給付費の算定については、平成12年2月10日厚生省告示第19号、平成18年3月14日厚生労働省告示第127号等の告示及びその関係通知により示されているところです。この厚生労働省告示では、提供されるサービスの内容を介護給付費に適正に反映させるため、施設等の種類、人員配置等の区分により介護給付費が設定され、また、サービスの内容等に応じて介護給付費単位を加算あるいは減算することとされています。

これらの加算等に関する情報は、各事業者から事業所ごとに都道府県知事に届け出ることとされています。届出情報は、都道府県が管理し、また、国民健康保険団体連合会が介護給付費の審査・支払をする際や指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際、又は指定介護予防支援事業所の保健師等が介護予防サービス計画を作成する際に必要となるため、関係機関に情報提供します。

### (4) 生活保護法による指定介護機関のみなし指定

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の事業者指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされますが、生活保護法の指定介護機関として指定が不要な場合には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、「申出書」を大分県福祉保健部保護・監査指導室保護班(事業所が大分市に所在する場合は大分市に問い合わせてください。)に提出する必要があります。

## 7 介護サービス情報の公表制度に係る報告等

介護保険法第115条の35の規定により、介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始しようとするとき等に、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を、知事に報告しなければならず、知事は当該報告があった介護サービス情報をインターネット等を利用して公表することとなっています。

## 8 報告・検査等

知事は、必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者等に対し、報告、帳簿書類の提出・提示を求め、又は当該職員をして関係者に質問させ、若しくは事業所等の設備、帳簿書類等を検査させることができるとされています。

(介護保険法第76条、第83条、第90条、第100条、第112条及び第115条の7)

## 9 勧告・命令等

知事は、指定居宅サービス事業者等が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について基準を満たしておらず、又は事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、人員、設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告し、勧告を受けた指定居宅



サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされています。

(介護保険法第76条の2、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2及び第115条の8)

## 10 指定(許可)の更新

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービス事業者・施設の指定(許可)の更新制度が設けられました。**指定(許可)の有効期間は指定(許可)日から6年間です。**

更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定(許可)の効力を失うこととなりますので、事業者の責任において、更新満了日一月前までに、更新申請を行ってください。

詳しくは、「事業者指定更新申請の手引」を参照してください。

(介護保険法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第94条の2、第107条の2及び第115条の11)

## 11 指定(許可)の取消し

指定(許可)を受けた事業者又は施設が、厚生省令で定める基準を満たすことができなくなったとき等、介護保険法に規定する一定の事由に該当したときは、知事は指定(許可)を取り消すことができます。

指定を取り消したときは、知事はその旨を「大分県報」に登載して公示します。

(介護保険法第77条、第84条、第92条、第104条、第114条及び第115条の9)

## 12 基準の遵守等について

厚生省令で各サービスごとに定められた人員、設備及び運営に関する基準は、サービスの事業等がその目的を達成するために必要な最低限度を定めたものであり、指定(許可)を受けた事業者又は施設は常にこの基準を満たし、事業運営の向上に努めることが求められます。

また、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めることが求められます。

## 13 介護サービス事業者の業務管理体制について

平成21年5月から介護サービス事業者に業務管理体制の整備及びその届出が義務付けられました。

これは、介護サービス事業者の皆さまに、法令遵守の義務の履行を確保していただくため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るためです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関(厚生労働大臣、大分県知事又は市町村長)に届け出ることになっています。

新たに介護サービスの提供を開始された事業者は、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

詳細は「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」をご覧ください。

## II 事業者指定の申請手続

### 1 申請の手続

#### (1) 指定の単位

事業者及び施設の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。したがって、**申請書は事業所ごと、サービスごとに提出してください。**

※大分市内で事業を開始する場合は、大分市長寿福祉課が窓口となります(H24.4~)。

#### (2) 申請書の様式

**申請書は、サービスごとに、第4号様式を用いてください。**この様式により、介護保険制度上の全28サービスについての指定又は許可の申請ができます。

申請書に添付する他の必要書類は、各サービスごとに記載しておりますので、該当部分をご覧ください。

#### (3) 手数料

申請に当たっては、申請する事業ごとに下記の手数料を、**大分県収入証紙**により納付する必要があります。

購入した大分県収入証紙を大分県収入証紙貼付用紙に貼り付けて、申請してください。

居宅サービス、居宅介護支援	1件	15,000円
介護予防サービス	1件	5,000円
介護老人福祉施設	1件	30,000円
介護老人保健施設(開設許可)	1件	63,000円
介護老人保健施設(変更許可)	1件	33,000円
介護医療院(開設許可)	1件	63,000円
介護医療院(変更許可)	1件	33,000円

※ 納付の方法は大分県収入証紙によるもののみであり、**収入印紙等での納付は不可**

#### (4) 添付書類

申請に当たっては、指定を受けようとするサービスごとに必要となる添付書類を添えて提出してください。

詳細については、「2 申請及び届出に必要な書類」を参照してください。

#### (5) 申請期限

**事業開始予定日の1ヶ月前までに申請を行ってください。**

#### (6) 問い合わせ先・申請書の提出先

事前の協議や、申請書の提出にあたっては、大分県福祉保健部高齢者福祉課の担当者に協議・提出日時の**アポイントをとったうえで、来課してください。**アポイントがない場合、**担当不在等で対応できない場合があります。**

提出先	住所	連絡先
大分県福祉保健部 高齢者福祉課	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 (大分県庁舎別館3階)	※居宅介護支援以外 097-506-2686
		※居宅介護支援 097-506-2696